

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 兵庫県神戸市中央区港島中町八丁目2-15

名 称 株式会社ダイサン環境ソリューション

代表取締役 植野 芳美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

岸 本 周 平

許 可 の 年 月 日 令和 5年12月 1日

許 可 の 有 效 年 月 日 令和10年11月30日



1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロエタン、テトラクロロエタン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素付濃度指数2.0以下のもの又はアルキル水銀化合物、水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、アン化合物、トリクロロエタン、テトラクロロエタン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベソカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素付濃度指数12.5以上のもの又はアルキル水銀化合物、水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベソカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 感染性産業廃棄物
- 5) 廃水銀等
- 6) 鉛さい（アルキル水銀化合物、水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 7) 廃石綿等
- 8) ばいじん（アルキル水銀化合物、水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 9) 燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 10) 汚泥（アルキル水銀化合物、水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベソカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設
なし3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
なし

5. 積替え許可の有無 (和歌山市区域) 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無